

中国における外国人の就業許可制度 ～実施後の実例と今後の動向～

岡山県上海事務所

半年間の試行を経て、国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部は「外專発（2017）40号」を発行し、2017年4月1日より「外国人専門家来華就業許可制度」が全面的に実施されることとなりました。

これに伴い、ポイント制の点数標準も変動があり、関連職歴の最高点数を15点から20点、中国語レベルの最高点数を10点から5点に調整しました。このため、一つの職歴が長い経験豊富な外国人にとって、申請時の点数取得が若干容易になる可能性があります。

<変更前の点数>

関連職歴期間	点数
3年以上の場合：1年毎に1点追加	最高 15
2年	5
2年未満	0
中国語レベル	点数
中国語学科学士、又は学士以上の学位	10
漢語水平考試（HSK）5級以上	10
漢語水平考試4級	8
漢語水平考試3級	6
漢語水平考試2級	4
漢語水平考試1級	2

<変更後の点数>

関連職歴期間	点数
3年以上の場合：1年毎に1点追加	最高 20
2年	5
2年未満	0
中国語レベル	点数
過去に中国籍であった外国人	5
中国語学科学士、又は学士以上の学位	5
漢語水平考試（HSK）5級以上	5
漢語水平考試4級	4
漢語水平考試3級	3
漢語水平考試2級	2
漢語水平考試1級	1

学士取得者で、2年間の関連業務経験があり、中層職位である外国人は、ポイント計算を行わず「外国人専門家来華就業許可通知」を直接申請することが可能です。ただし、今回の新制度によって、外国人の学歴が厳しく審査されることとなり、「学士取得」の記載のない卒業証明は一切認められなくなりました。このため、学士の学位（または、修士等のより高い学位）取得と記載された証明がなければ、外国人来華工作許可通知を直接申請することができず、ポイント制を採用して申請することとなります。

上海市專家局は中国專家局の指導に基づき、上海市の状況に合わせて、独自の申請規則を設定しました。申請規則の詳細は以下の通りです。

①40号通知では、「平均給与収入が当該地域の前年度の平均給与収入の6倍以上の外国籍人材」はA類と規定していますが、上海市においては「年度給与収入60万元以上、年度個人所得税納税額12万元以上」として申請規則に規定されました。

②既に「外国人就業証」を取得している者は会社、職位等就職情報に変更がない場合、学歴証明や犯罪経歴証明の提出は不要となり、直接「外国人来華就業許可証」の更新を申請できます。

③外国人来華就業許可通知の申請はかなり時間が必要となります。そのため、予定の赴任日にZビザ（就労）の取得が間に合わなかった場合、先にMビザ（商業貿易活動）で入国するという方法で対応可能となっています。つまり、Mビザにて入国後、上海滞在期間中に許可通知を取得し、Zビザを申請せずに直接居留許可への切替申請ができます。居留許可取得後、上海市專家局へ「外国人来華就業許可証」を申請することになります。

以上の規定は、新政策施行に伴う申請の簡素化のための調整策であり、今後、さらに調整される可能性もあります。申請の際には、最新の情報を確認するようにしてください。